号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」という。）」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」という。）」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条　［1～5　略］

6　法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者とする。

［7～9　略］

（臨時認知機能検査）

第二十九条の二の四　法第百一条の七第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第百一条の七第一項に規定する政令で定める行為（以下この項において「基準行為」という。）をした日の三月前の日以後に免許を受けた場合

二　基準行為をした日の三月前の日以後に法第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。次号において同じ。）を受け、又は法第百二条第一項から第三項まで若しくは第七項ただし書の規定により診断書（同項ただし書の規定により提出するものにあつては、その者が法第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した場合

三　法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査を受け、又は同条第一項から第三項までの規定により診断書を提出することとされている場合

2　法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

3　臨時認知機能検査通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

4　法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに認知機能検査を受けないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の五　法第百一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第百一条の七第三項の規定により受けた認知機能検査（以下この項において「臨時認知機能検査」という。）の結果について次条第一項の式により算出した数値が四十九未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果につき同項の式により算出した数値が四十九未満であつた場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除く。）又は臨時認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果につき同項の式により算出した数値が七十六未満であつた場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除く。）。

同項第二号中「技能試験」を「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」という。）」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」という。）」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条　［1～5　同上］

6　法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者とする。

［7～9　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］